

全国健康関係主管課長会議

健康局 総務課

原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲 以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約21.1万人】
(平成23年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

原爆症の認定 → 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,480円)を支給 【支給対象者 約8,100人】

※手当額は平成24年4月以降の額。平成25年10月以降は月額135,540円。(平成23年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定

： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審査会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,481億円(平成25年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【436億円】
- 2 各種手当の支給 【936億円】

健康管理手当(月額:33,570円)【支給対象者 約17.9万人(平成23年度末)】(被爆者の85%が受給)

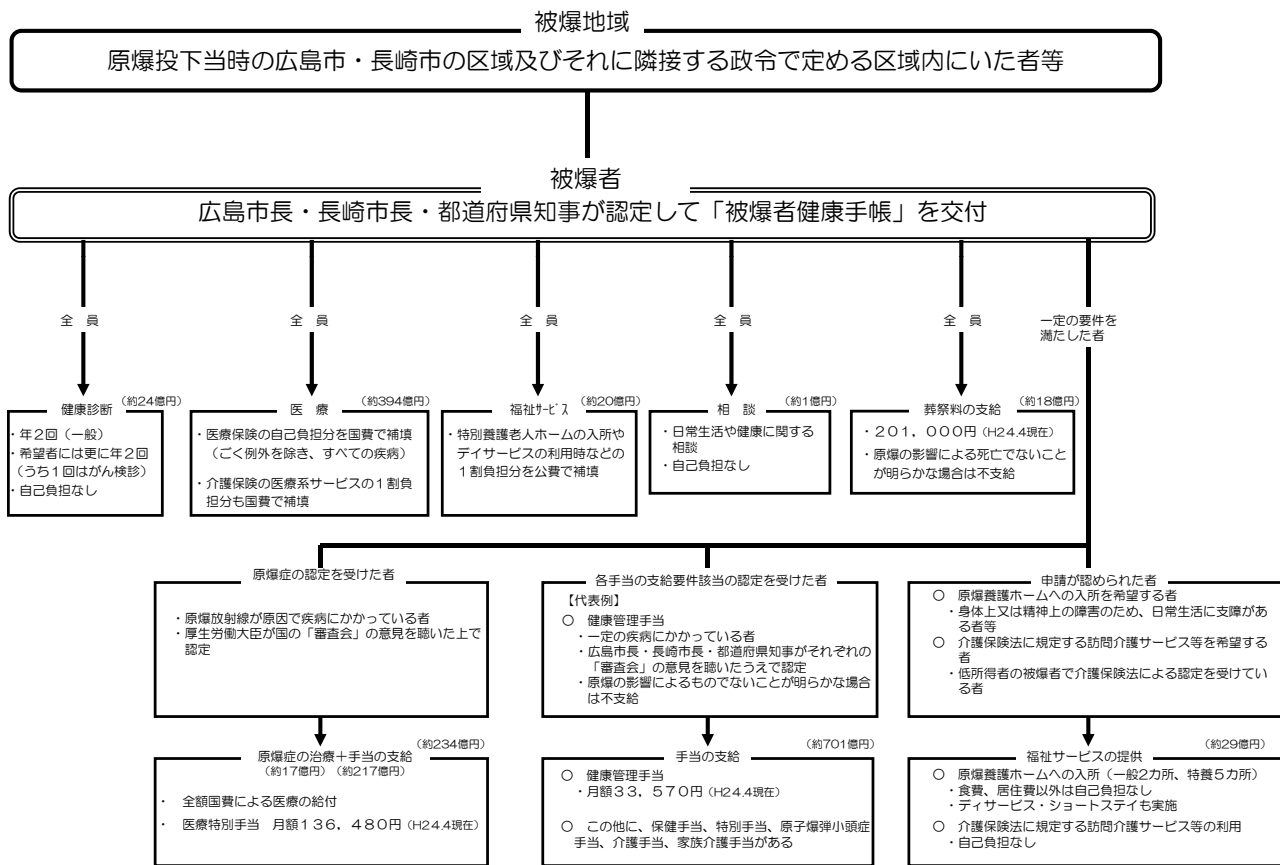
医療特別手当(月額:136,480円)【支給対象者 約8,100人(前出)】 など

※手当額は平成24年4月以降の額。平成25年10月以降は健康管理手当(月額:33,330円) 医療特別手当(月額:135,540円)

3 健康診断の実施(年2回)

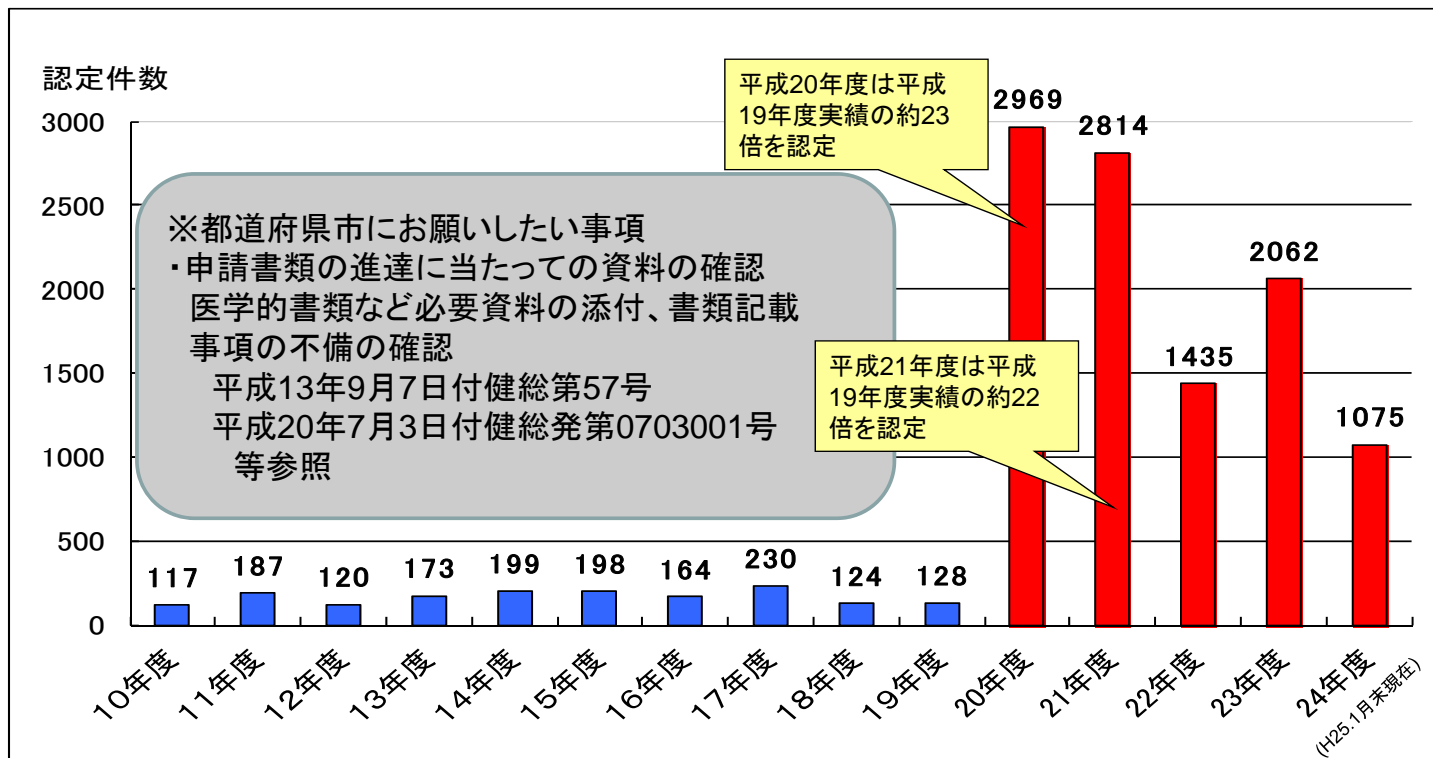
4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要
(平成25年度予算(案)：約1,481億円)



原爆症の認定件数について

・平成20年4月以降、25年1月までで、合計10,355件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月からこれまでに計19回開催。

構成員

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・荒井 史男 弁護士 | ・高橋 進 株式会社日本総合研究所理事長 |
| ・石 弘光 一橋大学名誉教授 | ・田中 照巳 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・草間 朋子 東京医療保健大学副学長 | ・坪井 直 日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・佐々木 敦朗 広島市副市長 | ・長瀬 重信 (財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・潮谷 義子 日本社会事業大学理事長 | ・三藤 義文 長崎市副市長 |
| ・神野 直彦(座長) 東京大学名誉教授 | ・山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 |
| ・高橋 滋 一橋大学副学長 | |

原爆症認定制度の在り方に関する検討会 中間とりまとめ（概要）

平成24年6月

平成22年12月に設置された「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」は、「知る」「考える」「作る」と段階を区切り議論してきた。このたび、「作る」段階の入口として、13回にわたる検討会の議論をまとめ、おおむねの方向性を示し、認識共有を図るため、「中間とりまとめ」を策定。

1. 基本的な制度の在り方

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・被爆者に寄り添うという視点とともに、国民に説明し、理解を得ることができる制度とする必要
- ・より良い制度とするため、必要に応じて、被爆者援護法を改正すべき など

より良い制度を目指すという方向は一致。
今後、まず制度の不備をなくし、現行制度をより良いものにするを基本に議論する。
被爆者援護法第10条・第11条に基づく原爆症認定の制度は破綻しているという意見があることにも留意。

2. 原爆症認定制度の認定基準

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・司法判断と行政認定の乖離をどう埋めていくか考える必要
- ・健康被害の原因が放射線なのか加齢なのかの切り分けができなくなっている現状を考慮すべき
- ・疾病によって、医療の必要性は様々で、治癒する疾病も多い など

【様々な意見がある事項】

- ・司法と行政判断の乖離の埋め方
- ・放射線起因性のとらえ方

3. 手当

【おおむね認識の共有が図られている事項】

- ・被爆者援護施策全体のバランスを考える必要
- ・医療特別手当の額は高額であり、給付の必要がある状況が、どのようなものか考える必要
- ・被爆者援護の財源についても、国民の理解が得られるように努めることが必要

【様々な意見がある事項】

- ・手当の給付対象の範囲・基準
- ・手当額の設定・支給方法

4. 今後の進め方

- 認識の共有が図られている事項を前提に、様々な意見がある事項について、さらに十分な議論を行うことで、認識の共有ができる部分を広げ、合意の形成を図る。
- 議論の過程で新たに「知る」・「考える」事項が出てくれば、再度立ち返って議論し、「作る」段階でより良い制度の設計を目指す。

➡ **本格的な
「作る」段階へ**

原 爆 諸 手 当 一 覧

手 当 の 種 類	平成25年度支給単価		支 給 要 件	
医療特別手当	月額	136,480 (135,540) 円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病氣やけがの治っていない人	
特別手当	月額	50,400 (50,050) 円	原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病氣やけがが治った人	
原子爆弾小頭症手当	月額	46,970 (46,650) 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	
健康管理手当	月額	33,570 (33,330) 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病氣にかかっている人	
保健手当	月額	16,830 (16,720) 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人 身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	
	月額	33,570 (33,330) 円		
介護手当	月額	重 度	104,290 円 以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)
		中 度	69,520 円 以内	
家族介護手当	月額	21,420 (21,270) 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	
葬祭料		201,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	

※支給単価の括弧内の額は、平成25年10月以降の単価。平成25年10月の改定は、これまで年金と連動して採られてきた手当額の特例水準を計画的に解消するもの(平成25年度から平成27年度の3年間で段階的に解消予定)。